

令和3年（行コ）第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人（一審原告） X 5 1 ほか

被控訴人（一審原告） X 1 ほか

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国（処分行政庁：原子力規制委員会）

参加人 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

2021年6月3日

大阪高等裁判所 第6民事部 御中

一審原告である控訴人ら・被控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲223	座談会「伊方・福島第二原発訴訟最高裁判決をめぐって」(ジュリスト1017号9頁以降)	写 1993.2.15	有斐閣	ジュリストに掲載された座談会の記事中、小早川光郎教授の「なぞってみる」「追いかけていく」という発言が、阿部泰隆教授の、「行政内部で決めた基準に、行政処分の違法をもたらすという、いわゆる外部効果を認めたということで、一つの新しい判例と言える・・・」という問題提起に対して、淡路剛久教授の「基準が不合理か、あるいは基準の適用が不合理かという推論過程を通して、二四条一項四号の安全上問題がある、災害防止上問題がある、従って違法となる、という結論になるので、直ちに内部的な規則違反が違法になるというふうに読まなくても良いのでは」という反論、交告尚史助教授の「通達に反したことによって違法というのではなくて、通達に違反したことが判断過程に不合理性をもたらして、それが二四条にフィードバックして違法だという趣旨ですね」という淡路教授の論を補充するような発言に続いてのものである事実。	
甲224	裁量処分と司法審査(判例を中心として)(判例時報1932号11頁以降)	写 2006.8.11	川神裕	川神裕氏による日独行政法シンポジウムの報告記事の内容について	
甲225	生活保護の老齢加算の廃止を内容とする生活保護法による保護の基準の改定が違法であるとした原審の判断に違法があるとされた事例	写 2013年	岡田幸人	最二判平成24年4月2日(平成22年(行ヒ)第367号)の調査官解説の内容について。	